

〈中・高生のための〉

## みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

◆ いよいよ4月から成年年齢が18歳に引き下げられます！

◆ 契約前のチェックポイント

～消費者トラブルに遭わないために～



## いよいよ4月から成年年齢が18歳に引き下げられます！

## 2022年4月から「18歳で大人」に！

未成年者が、親権者等の同意を得ずになされた契約は原則として、取り消すことができますが、大人（成年）になると、この「未成年者取消権」が行使できなくなります。

契約に関する知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる恐れがあります。また、未成年者取消権の保護がなくなったばかりの成年を狙いうちにする悪質な業者もいます。

## ■18歳・19歳に気をつけてほしい消費者トラブル別アドバイス■

## 1. 副業・情報商材やマルチなどの「もうけ話」トラブル

- ・ 確実にもうかる話はありません！
- ・ 「簡単に稼げる」と強調する広告や勧誘をうのみにしない。
- ・ 「荷受け代行」「荷物転送」は絶対にしない。



## 2. 健康食品や化粧品などの「定期購入」トラブル

- ・ 注文前に返品・解約の条件を確認する。
- ・ 低価格を強調する広告は特に詳細を確認する。

## 3. 誇大な広告や知り合った相手からの勧誘など「SNS きっかけ」のトラブル

- ・ SNS上の広告から偽通販サイトに誘導されてトラブルになるケースも。
- ・ SNS上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断する。



## 4. 出会い系やマッチングアプリの「出会い系」トラブル

- ・ 出会い系サイトやマッチングアプリ等の規約をよく確認する。
- ・ サイトやアプリで知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断する。

## 5. 就活商法やオーディション商法などの「仕事関連」トラブル

- ・ 必要がないと思う契約には、先輩や知人から勧誘されても、ハッキリ断る。
- ・ 「オーディションに合格した」など、期待を持たせる勧誘トークに注意する。
- ・ アンケートなどを求められても安易に個人情報伝えず、利用目的を確認する。



## 契約前のチェックポイント～消費者トラブルに遭わないために～

### 契約前にここをチェック！

一度結んだ契約は、勝手にやめることはできません！

「楽しく稼げる」「今だけ特別〇〇円！」という言葉に飛びついていませんか？

→ おいしい話には裏があります。信じてはいけません。

ネットの情報に流されていませんか？

→ ネットの情報が正しいとは限りません。信頼できる情報かよく見極めましょう。

借金をしてまで契約させられていませんか？

→ 借金を勧めてくる人からの誘いには、応じてはいけません。

軽い気持ちで契約していませんか？

→ 自分の都合でいつでもやめられる契約はありません。もう一度よく考えましょう。

購入するものや条件についてよく確認しましたか？

→ 値段や品質、返品や交換ができるかどうか、複数回分の購入が条件になっていないかなどを契約前に確認しましょう。

**！ 困った時は、学校の先生に相談することもひとつの方法です！**



**消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」**  
携帯電話からも188とダイヤル！

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。  
ひとりで悩まず相談しましょう！

©宮城県・旭プロダクション

**宮城県消費生活センター ☎022-261-5161**

相談時間 月～金 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く。）

◎各県民サービスセンターにも相談窓口があります。（相談時間 月～金 9時～16時）

◎各市町村にも相談窓口があります。（詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください。）

ウェブフォームからご相談の  
受付ができます。



宮城県消費生活センターHP

「2022年4月から成年年齢が18歳に！！」

